

大分県立看護科学大学講座編成規程

平成18年 4月 1日
規程第 65号

(目的)

第1条 大分県立看護科学大学学則第5条に規定する教員組織の講座編成に関して定めるものとする。

(講座)

第2条 大分県立看護科学大学に次の講座を置く。

- (1) 人間科学講座
- (2) 基礎看護科学講座
- (3) 専門看護学講座
- (4) 広域看護学講座

(人間科学講座)

第3条 人間科学講座に次の科目群を設ける。

- (1) 生体科学
- (2) 生体反応学
- (3) 健康運動学
- (4) 人間関係学
- (5) 環境保健学
- (6) 健康情報科学
- (7) 言語学

(基礎看護科学講座)

第4条 基礎看護科学講座に次の科目群を設ける。

- (1) 基礎看護学
- (2) 看護アセスメント学

(専門看護学講座)

第5条 専門看護学講座に次の科目群を設ける。

- (1) 成人看護学
- (2) 老年看護学
- (3) 小児看護学
- (4) 母性看護学
- (5) 助産学
- (6) 精神看護学
- (7) NP

(広域看護学講座)

第6条 広域看護学講座に次の科目群を設ける。

- (1) 看護管理学

- (2) 社会看護学
- (3) 地域看護学
- (4) 国際看護学

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。